

令和5年5月2日

保護者様

静岡県立焼津中央高等学校
校長 高橋和秀

5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に温かい御理解と御支援をいただき、お礼申し上げます。

さて表題のことについて、下記の通り、今年度4月当初の対応から変更しますので御確認ください。

記

1 変更する点など

- (1) 毎朝のClassiでの健康観察の記録は終了しますが、御家庭での健康観察は継続してください。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の欠席は、出席停止の対象とはなりません。ただし無理をせずに自宅での休養を御検討ください。
- (3) 濃厚接触者の特定は行いません。また同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合も登校可能です。(欠席した場合、出席停止の対象とはなりません。)
- (4) 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、出席停止とします。出席停止の期間は「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。再登校するにあたり、「新型コロナウイルス経過報告書」の提出をお願いします。(医師の許可は必要ありません。)
また、無症状の感染が判明した場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」を基準とします。
なお、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

2 その他

- (1) 生徒の感染が判明した場合は速やかに学校(担任等)へ報告してください。
- (2) 昼食時などは、飛沫を飛ばさないよう指導しますが、摂り方に制限は設けません。
- (3) 感染状況を鑑み、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情で学校を休ませたい場合は、担任等に御相談ください。

担当 副校長(長谷川)
電話 054-628-6000